**試　合　契　約　書**

|  |  |
| --- | --- |
| プロモーター | 　　　　　　　　　　 |
| ボクサー | 　　　　　　　　　　 |
| マネージャー | 　　　　　　　　　　 |

は，

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 20　　年　　月　　日 |
| 開催場所 | 　　　　　　　　　　 |
| 対戦相手 | 　　　　　　　　　　 |
| ラウンド数 | 　　　ラウンド |
| 契約体重 | 　　　ポンド（　　　キロ）超え，　　　ポンド（　　　キロ）以下 |
| タイトルの有無 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ファイトマネー額 | 　　　　　　　　　　　　　日本円 |
| 交通費 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 滞在費 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 食費 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ボクサーのオーバーウェイト等の場合の損害額の予定 | 第6条第1項（試合の中止）の場合 | 対プロモーター：□なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 対対戦相手　　：□なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 第6条第2項（試合の実行）の場合 | 対プロモーター：□なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 対対戦相手　　：□なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 対戦相手のオーバーウェイト等の場合の損害額の予定 | 第7条第1項（試合の中止）の場合 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 第7条第2項（試合の実行）の場合 | □なし　□あり　　　　　　　　　　　　　　 |
| 本契約の効力発生日 | 20　　年　　月　　日 |

を条件とする公式試合（以下「本試合」という）に関し，上記各条件及び下記各条項の内容にて契約を締結する（以下「本契約」という）。

第１条（本試合への出場等）

　ボクサーは，プロモーターに対し，本試合に出場しプロボクサーとして公式試合を行うことを約し，プロモーターはこれを承諾する。

第２条（JBCルール等の遵守等）

１　プロモーター，ボクサー及びマネージャーは，一般財団法人日本ボクシングコミッション（以下「JBC」という）の定める一切のルール（以下「JBCルール」という）を遵守するとともに，JBCルールが本契約の内容となることに，それぞれ合意する。

２　プロモーター，ボクサー及びマネージャーは，互いに他の当事者に対し，本契約締結時及び本試合開催時において，各自がJBC所定のプロモーター，ボクサー及びマネージャーの各ライセンスを保有していることを，表明且つ保証する。

第３条（公式計量等）

１　ボクサーは，プロモーターに対し，本試合の公式計量（以下「公式計量」という）時に，契約体重を超過してはならない。

２　公式計量は，JBCが指定する場所及び日程にて，行われるものとする。

３　公式計量で計測された体重は，JBCの公式記録，本試合及び本契約において，公式体重とみなされるものとする。

第４条（ファイトマネー等）

１　プロモーターは，ボクサーに対し，本契約上の一切の対価として，公式計量に際しボクサーが契約体重を超過していないことが確認され次第，冒頭の「ファイトマネー」欄記載の金員を支払うものとする。

２　プロモーターがボクサー及び同行者の交通費，滞在費及び／又は食費を負担するか否かは，冒頭の「交通費」，「滞在費」及び／又は「食費」欄記載の通りとする。プロモーターがこれを負担する場合の支払時期は，前項に従う。

第５条（譲渡等禁止）

　プロモーター，ボクサー及びマネージャーは，他の各当事者の事前の書面による承諾がない限り，本契約上の地位又は本契約に基づき若しくはこれに関連する債権又は債務を，譲渡，担保提供その他態様の如何を問わず処分してはならない。

第６条（ボクサーのオーバーウェイト等による本試合の中止等）

１　ボクサーの疾病，負傷，死亡，オーバーウェイト（即ち，本契約３条第１項違反）等により，プロモーターがJBCルール及び本契約に従い，本試合の中止を決定した場合，ボクサーは，プロモーター及び／又は対戦相手に対し，それぞれ冒頭の「ボクサーのオーバーウェイト等の場合の損害額の予定」における「第6条第1項（試合の中止）の場合」欄記載の各金員を，支払うものとする。

２　ボクサーのオーバーウェイト（即ち，本契約３条第１項違反）にもかかわらず，プロモーターが本試合の実行を決定した場合，ボクサーは，プロモーター及び／又は対戦相手に対し，それぞれ冒頭の「ボクサーのオーバーウェイト等の場合の損害額の予定」における「第6条第2項（試合の実行）の場合」欄記載の各金員を，支払うものとする。

３　本条におけるボクサーの責任は，各損害額の予定の金額に限定されるものとする。

４　本条のボクサーから対戦相手に対する各支払については，プロモーターが代理受領権を有し，ボクサーはこれを予め承諾するとともに，ボクサーはプロモーターに支払えば足りるものとする。

第７条（対戦相手のオーバーウェイト等による本試合の中止等）

１　対戦相手の疾病，負傷，死亡，オーバーウェイト（即ち，本契約３条第１項違反）等により，プロモーターがJBCルール及び本契約に従い，本試合の中止を決定した場合，プロモーターは，ボクサーに対し，冒頭の「対戦相手のオーバーウェイト等の場合の損害額の予定」における「第7条第1項（試合の中止）の場合」欄記載の金員を，支払うものとする。

２　対戦相手のオーバーウェイト（即ち，本契約３条第１項違反）にもかかわらず，プロモーターが本試合の実行を決定した場合，プロモーターは，ボクサーに対し，冒頭の「対戦相手のオーバーウェイト等の場合の損害額の予定」における「第7条第2項（試合の実行）の場合」欄記載の金員を，支払うものとする。

３　本条におけるプロモーターの責任は，各損害額の予定の金額に限定されるものとする。

第８条（連帯保証）

マネージャーは，プロモーターに対し，冒頭の「ファイトマネー」欄及び損害額の予定に関する各欄記載の各金額の合計を極度額として，ボクサーがプロモーター（及び／又は対戦相手）に対し本契約に基づき又はこれに関連して負担する一切の債務を，連帯して保証し，同債務を連帯して履行することを約する。

（以下、本文余白）

20　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| プロモーター：住所：氏名： | ボクサー：住所：氏名： |
| マネージャー：住所：氏名： |